

堺市住居確保給付金支給中断決定通知書

年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日 第 号で支給決定した住居確保給付金について、  
下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。

記

1 支給中断時期

2 支給中断の理由

(注意事項)

- 1 中断を決定した日から、1月に一度、自立相談支援機関に連絡を行い、体調及び生活の状況について相談を行ってください。自立相談支援機関への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。
- 2 心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届（疾病又は負傷）（様式第6号）」を提出してください。
- 3 中断期間は、中断決定日から最大2年間です。2年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができない。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができない。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。